

令和7年4月1日

熊本県立劇場施設使用料の改定について

熊本県立劇場では、現在の施設使用料を維持するため、これまで経費削減や収入増に取り組んでおりましたが、昨今の物価高騰の影響により、施設の維持管理費が増加しており、今後も安定した施設運営を継続するため、令和7年7月1日から施設使用料を改定することとなりました。

対象となるのは施設使用料のみであり、附属設備使用料の改定はありません。

ご利用の皆様には、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

詳細は下表のとおりです。

1 料金改定日：令和7年7月1日

2 事務処理

内 容		適用する料金	備考
新規申し込みについて	7/1 以降の利用について、 <u>6/30 までに使用許可を受け付けた</u> 場合の施設使用料金	旧料金	・施設使用料は使用許可日をもって判断します。 ※6/30 までに申請書提出があったものでも、7/1 以降に使用許可を受けたものについては、新料金が適用されます。
	7/1 以降に使用許可を受け付けた場合の施設使用料金	新料金	
変更について	7/1 以降の利用で、施設使用料金に影響がある変更について、 <u>6/30 までに変更許可を受け付けた</u> 場合の施設使用料金	旧料金	・変更後の施設使用料は、変更許可日をもって判断します。 ※7/1 以降の利用で、6/30 までに変更許可したものであっても、7/1 以降、再度変更の申し出があった場合には、新料金の適用となります。
	7/1 以降の利用で、施設使用料金に影響がある変更について、 <u>7/1 以降に変更許可を受け付けた</u> 場合の施設使用料金	新料金	
附属設備使用料		改定なし	